兵庫県立尼崎工業高等学校 いじめ防止基本方針

令和 7年 4月 1 日 兵庫県立尼崎工業高等学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

（1）基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えかつその生命及び身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、またいじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということを生徒が十分に理解･認識し､いじめ問題を克服することを旨とする。

（2）いじめの禁止（いじめ防止対策推進法）

第四条 「児童等は、いじめを行ってはならない。」の遵守。

（3）認識すべき事項

ア いじめはどの生徒にも起こりうる、またどの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなりうるため、日常的に生徒の行動を把握する。

イ 何がいじめなのかを具体的に列挙して、いじめとは何かを生徒と教職員が常に意識できるよう掲示する。

ウ いじめの未然防止のために､生徒が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり､学校づくりを行う。

エ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、ささいな兆候でも見落とさず、いじめではないかとの疑いをもち、迅速かつ積極的に認知する。

オ いじめの報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、組織的に認知し被害生徒を守り、加害生徒に対しては毅然とした態度で指導する。

カ 組織として平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう必要な取組を行う。

以上六項目を全職員が認識し、取り組む。

（4）目 標

いじめの防止等の取組については、以下の５つの取組の徹底を図ることを本校の取組目標とする。

ア 未然防止への取組の徹底
イ 早期発見への取組の徹底
ウ 早期解消への取組の徹底
エ 関係機関との連携の徹底
オ 教職員研修の充実の徹底

2 「いじめ対応チーム」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対応チーム」（以下「チーム」と称する）を設置する。

（1）チームは次の者で構成する。

校長、教頭、教務部長、生徒指導部長、学年主任、養護教諭その他校長が必要と認める者。

（2）上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

（3）校長はチームを総括し、委員会の代表とする。

（4）チームは次に上げる事務を行う。

ア 学校基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成・実行・検証・修正などを行う。

イ いじめの未然防止及び早期発見。

ウ いじめ問題の確認とその対応。

エ いじめ問題の具体的対応策の検討。

オ いじめの相談窓口の運用。

カ 教職員研修の企画、開催。

キ 生徒向けの研修や情報モラル教育の企画、立案。

（5）チーム会議は校長が招集する。

（6）チーム会議は次の区分で招集する。

いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度臨時会とし招集する。

（7）その他、チームの運営に必要な事項は、校長が決定する。

3 いじめの防止等に関する措置

（1）未然防止

生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人関係を構築する能力を養うことによりいじめの防止に繋がることから、教育活動（授業、学級活動やホームルーム活動、学校行事、諸活動）を通して社会性を育む。

（2）早期発見

教職員は、いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動において、常に生徒の観察等をすることで、些細な変化に対しても敏感に察知し、いじめを受けていると思われる兆候を見逃さないよう努力する。

いじめの兆候を察知した場合、直に該当生徒に声掛けなどを行い、状況を把握する。

また、以下の取り組みを普段から実施する。

ア アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を年に3回以上行い、いじめの早期発見に努める。

イ 保護者との連携

学校での生徒の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にし、気軽に相談できる関係づくりに努める。

ウ 相談窓口の周知

保健室や教育相談室の活用とともに、複数の相談窓口を設けることで生徒や保護者へ周知する。

（3）早期解消

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、校長のリーダーシップの下チームが中心となって、当該いじめに対して組織的に対応する。

ア 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている生徒を守り通すことを第一とし、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、学校と家庭が協力して被害者の心のケアに努める。

イ 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。同時にアンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

また、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、事実関係を速やかに県教育委員会に報告する。

ウ　加害者への対応

加害者に対しては、毅然とした姿勢で指導をする。生徒の成長を主体とした指導を行い過ちを繰り返さないように寄り添い、支援を行う。

また、加害者の保護者に状況の説明を行うとともに、必要な助言を行い、学校と家庭が協力し改善に向けて取り組む。

エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上に生徒による不適切な書き込み等が確認できた場合、拡大を避けるため、書き込みを削除させる。場合にはよってはプロバイダに削除などを速やかに講じる。

生徒を中傷する書き込みがされた場合も同様にプロバイダに削除依頼を行い、必要に応じて法務局等の協力を求める。

4　関係機関等との連携

いじめの問題への対応について、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関（自治体、警察、児童相談所、法務局等）との適切な連携を図り、協力を得ながら対応する。

5　教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

（１）実践的研修

カウンセリング演習等の実践的な内容の校内研修を実施する。

（２）事例研究

具体的な対応方法について理解を深め、実践力向上を図り、組織で対応するという共通認識を図る。

（３）SNS 上におけるいじめへの対応

SNS 上でのいじめに対応するため、SNS 関する最新の研修を行い、教職員全体の情報モラルの理解を高める。

6　重大事態への対処

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、もしくは連続、長期に学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、重大事態と認知し、以下の対処を行う。

（１）発生報告

重大事態が発生した旨を、県教育委員会に報告する。

（２）実態把握

速やかに事案に対する調査を実施し、事実関係を把握する。

（３）被害者保護

いじめの被害を受けた生徒および情報提供生徒の生命又は身体の安全を確保する。

（４）加害者対応

いじめの加害生徒に対しては、毅然とした姿勢で対応し、かつ寄り添いながら、いじめの関する行為を認識させ過ちを繰り返さないよう指導、支援する。

（５）調査結果報告

調査結果を県教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切な方法で提供する。

（６）解消と再発防止

被害を受けた生徒に対しては、安心した学校生活、継続的な心のケア等、学習に関する適切な支援等を行う。

加害生徒に対しては、適切な指導と心のケア等も継続的に行うとともに、再発の防止に努める。